

第3章 気象・災害

る。町内の白猪之滝が全面凍結して「水晶の宮殿」のようになるのもこのころである。

5 冬の終わり

二月二日ごろ 冬型の気圧配置がくずれやすくなる。「梅一輪一輪ずつの暖かさ」と言われるように春めいて来る。

第七節 自然災害

自然災害年表

○印―川内町の記録あるもの

西 暦	年 号	事 項
六八五	天武二三	一〇・一四 大地震 伊予の湯(道後温泉)湧出がとまる
六九七	文武一	閏一二・七 伊予国など八か国飢饉
七〇一	大宝一	八・二二 伊予国など一七か国大風、農作物家屋被害
七〇六	慶雲三	二 伊予国など七か国飢饉

七二四	和銅七	一〇・一 伊予国など六か国大風
七六三	天平宝字七	八 伊予国など昨年以来長雨、本年早魃飢饉
七六四	天平宝字八	九 東海道諸国旱害・疫病
七六五	天平神護一	二・一五 伊予国など四か国飢饉
七九八	延暦一七	伊予国など凶作
八三七	承和四	五・二一 伊予国飢饉
八四三	承和一〇	六・二五 伊予国など一八か国飢饉
八八七	仁和三	七・三 諸国大地震
一一八二	寿永一	飢饉、餓死者数万
一二三一	寛喜三	七 大飢饉
一四六一	寛正二	二 大飢饉
一五七三	天正一	早魃 宇和郡餓死者多し
一五八四	天正二	○大地震、北方医王寺楼門転覆(匡王寺文書)
一五九六	慶長一	七・九 大地震
一六一四	慶長一九	一〇・二五 大地震 道後温泉湧出ととまる
一六二五	寛永二	三・一八 大地震 道後温泉湧出ととまる

第1編 自然

一六三〇	寛永七	八・二	久米郡旱害
一六四九	慶安二	二・五	大地震松山城石垣崩れる
一六六六	寛文六	七・四	松山藩洪水
一六七三	寛文一三	六・二	大雨 石手川堤防決壊
一六七六	延宝四	六・一	松山藩大雨洪水
一六七八	延宝六	七・一八	大風雨
一六八五	貞享二	一一・一四	大地震 松山城石垣破損、道後温泉湧出とまる
一七〇二	元禄一五	七・二八	松山大風 侍屋敷二一三、商屋民屋二三八九倒壊
一七〇四	宝永一	八・二三	松山大風 家屋一三〇〇戸倒る
一七〇七	宝永四	一〇・四	諸国大地震 道後温泉湧出とまる、翌年四・一湧
一七二一	享保六	七・一五	松山洪水
一七二二	享保七	六・二三	暴風雨 松山藩死者八八、家一四七八、堤切五三〇
一七二四	享保九		松山藩七〇年来の旱魃
一七二九	享保一四	九・一四	松山暴風雨 石手川堤防決壊
一七三二	享保一七	五	松山雨天続き洪水

一七三九	元文四	八・五	暴風雨
一七四一	寛保一	七	同
一七四四	延享一	八・二七	同
一七四八	寛延一	七	大雨 松前地方洪水
一七五〇	寛延三		旱魃
一七五七	宝暦七	七・二六	大風
一七七〇	明和七	六	旱魃
一七七五	安永四	八・一九	暴風雨
一七八二	天明二	一〇・四	大地震 道後温泉湧出とまる
		九・二七	大洪水 この年天明の大飢饉おこる
		七・一	うんか大発生 虫祈禱を各所で行う
		八・一一	藩庁米を困窮者に廉売
		九・二三	義農作兵衛餓死
		一一	松山藩餓死五七〇五人と報告
			○河之内金毘羅寺に「餓横死精霊三界万霊供養塔」が寛政元年建立されている

第3章 気象・災害

一七八三	天明三	八・二	松山大雨洪水
一七八四	天明四	一・一	落雷 松山城天守閣焼失
一七八五	天明五		松山藩旱魃
一七九〇	寛政二	七	大旱魃 被害七万四五〇〇石
一七九二	寛政四	七・二六	大風雨洪水
一七九七	寛政九		○南方大火四〇戸焼ける
一八〇四	文化一	七	早魃後風雨 被害六万七〇〇〇石
一八〇六	文化三	八・二九	暴風雨 被害九八二戸
一八一	文化八		早魃
一八一三	文化一〇		早魃 被害一万三〇〇〇石
一八一四	文化一三		早魃 被害七万六〇〇〇石
一八二二	文政六	六	早魃 前年に続く被害 二万一〇〇〇石
一八二五	文政八	六・三	大旱魃 植付不能 享保以来の凶作一万一六〇〇〇石
			大雨洪水 松山石手川筋

一八二六	文政九	二〇	等堤防決壊四万一〇〇〇石
一八二七	文政一〇	五	大風雨 石手川洪水死者一〇五、損毛五万六〇〇〇石
一八三〇	天保一		大雨洪水 以後毎年続く、被害四万六〇〇〇石
一八三九	天保一〇		被害五万三〇〇〇石
一八四六	弘化三	七・九	大風雨 天保四年まで毎年続く、天保三年は旱魃
一八五四	安政一	一一・五	早魃 七、九年は長雨続き
一八五七	安政四	八・二五	暴風雨 死者一四
一八六〇	万延一	四・八	大地震 一、三、一、六日、松山城外郷中二六〇〇軒全半壊、道後温泉湧出とまる
一八六六	慶応二		大地震
一八七三	明治六	七	大雨 松山城石垣崩れる
		一〇・二	早害
			大旱魃
			風水害 重信川被害

第1編 自然

一八七四	明治七	八・一九	暴風雨
一八八〇	明治二三	九・一五	県下風水害
一八八三	明治二六	四・四	県下暴風
		五	雪・雹が降る
		九・二〇、一〇・一二	暴風雨
一八八四	明治一七	八・二五	大暴風雨 県下死者一四 ○家屋流失倒壊七八五
一八八五	明治一八	七・一	大雨
			○横河原洪水氾濫
〃	〃	一〇・二五	暴風雨
			○横河原堤防決壊
一八八六	明治一九	七	早魃
		八・二二	暴風雨
		八・二五	烈風
		九・一〇、九・一八	暴風雨
一八八八	明治二二	九・一一	暴風雨
			○横河原・田窪堤防決壊入
			○石手川堤防決壊死者一〇 石手村ほか四か村浸水、 重信川川上村で堤防決壊
一八九〇	明治二三	一・一	松山一等測候所開設
一八九一	明治二四	八・一六	県下水害
一八九三	明治二六	六〇八	県下早魃 松山四日間 に降水量二〇mm
		一〇・二四	風水害
			○海上重信川左岸決壊、 猪之窪、西古市、森四〇 町歩流失、川内町誌P一 一九(川上部落有財産記 録)
一八九四	明治二七	七	県下大早魃
		九・一一	水害 七・二六〇八・三 一まで
一八九五	明治二八	八・二三	県下水害
一八九六	明治二九	八・一八	県下暴風雨
一八九七	明治三〇	七	早魃 七・二二〇八・一 八
			○南・北吉井村など水利紛 争起こる
一八九八	明治三一	八・二九	風水害
一八九九	明治三二	八・二八	暴風雨 別子銅山大水害 死者五一、二、家屋流失倒 壊一八六、その他東予死 者一五一

第3章 気象・災害

一九〇〇	明治三三	七・七	大雨
		七・一五、八・二四	大雨
一九〇一	明治三四	九・二七	台風
		六	大雨
			横河原西堤防一丁余決壊
		七・二四	県下豪雨 重信川横河原 堤防再決壊
一九〇二	明治三五	七・二〇	県下風水害
		八・一〇	重信川堤防(横河原付近) 決壊
		九・二八	大雨
一九〇四	明治三七	一〇・五	県下各地降雹、農作物被 害
一九〇五	明治三八	六・二	芸予地震 松山震度五
		七・一八	風水害
		八・一六	東予死者一二
			○南方松瀬川井堰被害復旧 願
一九〇七	明治四〇	二・一一	県下大雪 積雪松山三四 cm(史上二位)
一九〇八	明治四一	八・一〇	水害 石手川氾濫
一九〇九	明治四二	八・五	暴風雨
一九一〇	明治四三	五・一〇	暴風
一九一一	明治四四	八・一五	暴風雨
一九一二	明治四五	五	北吉井村水争い 警官出 動
		九・二三	県下大雨 石手川、重信 川、小野川堤防決壊 被 害多し
一九一四	大正三	一・二	県下暴風 青島青年団員 一三人漁船救助に出動行 方不明となる
		六・三	台風
		七	早魃
		九・一四	台風 死者一三、家屋流 失三一五戸
一九一五	大正四	九・八	台風

第1編 自然

一九二七	大正六	二・四	県下大雪 松山積雪一八・四cm
一九一八	大正七	八・三	台風
		七・一二	暴風雨
			○表川堤防決壊 田畑流失二町一反
			○齊院之瀬橋流失死者一家屋五三戸被害
一九二二	大正一一	一一	○雹害收穫半減
一九二二	大正一一	七・一一	大雨 中南子死者一〇、家屋流失一二七戸
			○重信川出水 齊院之瀬橋流失 被害激甚
一九二六	大正一五	七・六	大雨 立花橋流失、重信川堤防決壊
		七〇八	旱魃
一九二七	昭和二	八・二六	大雨
一九二八	昭和三	八・二九	暴風雨
一九二九	昭和四	七・一〇	〇九・一九 旱魃
一九三一	昭和六	三	○川内町田桑山火事、山林三〇町歩焼く
一九三二	昭和七	七・二	県下大雨
一九三四	昭和九	八	○大旱魃 松前町から来た雨滝神社で雨乞い、農作物被害二〇%
		九・二二	室内台風 死者行方不明三〇人、家屋全半壊流失二二七戸
一九三五	昭和一〇	八・二八	台風
一九三八	昭和一三	七・三一	県下大雨 死者一六人
		九・五	台風
一九三九	昭和一四	七	大旱魃 雨量松山七月二五mm八月一四mm、明治二七年以来、西日本、県全水田五二%被害
一九四三	昭和一八	七・二二	台風 七・二三まで総雨量松山五四mm、死傷行方不明二六一、家屋三五歩一六戸、氾濫二〇〇〇町
一九四五	昭和二〇	九・一七	枕崎台風 豊予海峡通過最大風速四二m 死者一八二
		九・二〇	台風再度来襲
			○川内町則之内、山津浪出 村内木橋全流失、水田流出

第3章 気象・災害

一九四六	昭和二二	七・二九	台風
			○大水害、水田六〇町歩
		一一・二二	南海大地震 県下死者五八、家屋全半壊一三四三、地盤沈下道後温泉湧出とまる
			○町内被害
一九四八	昭和二三	八・二六	県下大雨 一二月暖冬
一九四九	昭和二四	六・二二	デラ台風 宇和海漁船一六五五隻遭難
一九五〇	昭和二五	一三・〇	県下大雨
		七・二〇	グレイス台風
		七・二七	ヘリン台風
		八・一三	アイダ台風
		九・五	シェーン台風
		九・一三	キシア台風 死者不明六水田流失九九町歩
			○川内、村耕地四四%被害
一九五二	昭和二七	三・二四	県下突風高潮
一九五三	昭和二八	七・一〇	大雨
		六・七	台風二号 重信川堤防決壊、農作物被害
		九・二五	台風一三号
		七・三〇	地震 松山震度四
		八・一八	台風五号
		九・七	台風一三号
		九・一二	台風二二号
		九・二六	台風一五号 青函連絡船洞爺丸遭難
		一・一一	大雪 バス路線寸断
		九・二九	台風二二号
			○井内に小被害
一九五一	昭和二六	七・二	ケイト台風
		七・一二	大雨
		一〇・一四	ルース台風 県下死者二人
			○表川合流点堤防決壊 波谷川同、川上押志村に避難命令

第1編 自然

一九五六	昭和三二	一・六	大雪 交通途絶
一九五七	昭和三二	九・二六	台風一五号
一九五八	昭和三三	八・二二	台風七号 県下山崩れ二八か所
一九五九	昭和三四	一・一六	二二 県下大雪 久万地方四〇年ぶり、六月麦作被害 八月旱魃
一九六〇	昭和三五	八・七	台風六号
一九六一	昭和三六	九・二六	〇表川、本谷川、井内川被害 台風一五号(伊勢湾台風)
一九六三	昭和三八	三・二〇	〇川内滑川郷大火 八戸二四棟全焼、山林延焼二五〇町歩、死者一
		六・二二	〇大雨 八幡、表川被害
		九・一五	〇台風一五号(第二室戸台風) 県下被害
		一・九	〇大雪
		二・五	〇積雪川上平地部三〇cm、山地部二月中旬まで積雪 続くと三八豪雪といわれる
		六・一三	〇台風一三号 本県縦断
一九六四	昭和三九	三・二四	〇川内土谷落出部落火災四戸七棟全焼
一九六五	昭和四〇	八・二四	〇台風一四号 八月猛暑旱魃、一四日ぶりに解消
		九・二五	〇台風二〇号 県下縦断、宇和島で瞬間最大風速七二m
		一・一九	〇大雪 平地部積雪三〇cm、休校三日
		八	〇早魃
		九・一〇	〇九・一七 台風二三・二四号の大雨 県下河川氾濫
		七・一三	〇日浦柳宇谷地すべり 表川、宝泉川堤防決壊
		八・一四	〇慈雨
		九・二五	〇台風二六号
		七・九	〇大雨 七・一〇〜一〇・一 五まで旱魃 八七日目の雨
		一〇・二七	〇台風三四号

第3章 気象・災害

一九六八	昭和四三	二・一五	〇大雪 町被害二・七億 日向灘地震
一九六九	昭和四四	八・二二	〇台風九号
一九七〇	昭和四五	八・二二	〇台風二一号 中予縦断、松山直撃、水田冠水、床上浸水多し
一九七一	昭和四六	八・五	〇町被害七億 台風一九号
一九七二	昭和四七	六・二二	〇県下大雨 松山市内浸水
一九七四	昭和四九	七・二三	〇台風九号
一九七五	昭和五〇	九・一	〇台風一六号 県下死者五
一九七六	昭和五一	九・八	〇町被害五億 台風一八号 〇町被害
		八・一七	〇台風五号 愛媛県西岸通過、県下死者二、傷者二七
		九・一二	〇台風一七号 県下死者一人、傷者五人、床上浸水五〇六戸、石手川住宅流失一二
			〇表川、重信川岸崩壊(土谷本谷川無名谷ほか) 町被害五億

一九七七	昭和五二	二・九	〇大雪 松山積雪七cm
一九七八	昭和五三	七・一〇	〇早魃 農作物被害三二億
一九七九	昭和五四	六・二六	〇大雨 傷者三
一九八〇	昭和五五	七・一三	〇地震 震度四
		七下旬〜八下旬	〇長雨
		七・九	〇松山市高浜で山崩れ
一九八一	昭和五六	八・二六	〇西日本地震 震度四
一九八四	昭和五九	一・三〇	〇大雪 松山一四cmの積雪
一九八七	昭和六二	八・七	〇地震 震度四
		二・三	〇大雪 松山一cmの積雪

第3章 近世

江戸時代は新田開発が盛んな時代であり、一七世紀初頭は開発による増収が、災害による減収を上廻っていた。しかし、肥料採取や開発用材を得るための山林伐採が進むに従って、山（森林）が保水力を失い、大雨になると大量の土砂が河道を埋め、わずかな雨でも洪水を招

様であったろう。

行列の配置は、郷筒―先馬―先払―具足櫃―持筒―歩行―拝領鑓―長刀―歩行―大小姓―御馬―拝領鑓―側筒―長柄傘―召替馬―藩主（駕籠）―召替駕籠―藁簞筒―藁子簞筒―坊主―下目付―中押足軽―合羽籠五荷―側役―小姓―医師―絵方―奉行―用人―歩行頭―目付―家老―押足軽となっていた。

第六節 災害と飢饉

一 風水害

くようになった。幕府が寛文六年（一六六六）「山川掟」を發布して、開発中心主義から本田畑中心主義へと転換を図ったのもこうした理由からである。

伊予国の場合、風雨洪水の被害が頻発し始めるのは、寛文一三年（一六七三＝延宝元年）からである。松山藩では同年六月二七日に石手川が氾濫して、城下町が洪水にみまわれた。これ以後、天井川化した石手川はたびたび氾濫して、田畑を押し流した。藩では、その復旧のため多大の出費を余儀なくされた結果、藩財政は悪化し、根本的な対策を立てる必要に迫られた。こうした中で享保六年（一七二一）閏七月一五日、石手川は再び氾濫し、翌七年六月二三日にも大風雨のために大きな被害を出した。同八年藩では石手川の抜本的改修を実施するため大川文蔵を登用した。

一一 享保の大飢饉

享保一七年（一七三二）西日本一帯を襲った凶作は、

伊予における災害（慶長～享保年間）

年号・月・日	地震	風 雨 水 旱 魃	年号・月・日	地震	風 雨 水 旱 魃
慶長 1. 7. 12	◎		元禄7. 閏5. 17		◎
慶長 9. 12. 16	◎		元禄7. 閏5. 25	◎	
慶長 11. 9. 1		◎	元禄 9		◎
慶長 14. 8. 16		◎	元禄 13. 7. 22		◎
慶長 19. 10. 25	◎		元禄 14		◎
寛永 2. 3. 18	◎		元禄 15. 7. 28		◎
寛永 3		◎	元禄 15. 8		◎
寛永 4		◎	元禄 16. 8. 18		◎
寛永 7		◎	宝永 1. 7. 4		◎
寛永 7. 11. 5	◎		宝永 4. 8. 19		◎
寛永 8(9). 8. 6		◎	宝永 4. 10. 4	◎	
寛永 19		飢 饉	宝永 5. 5. 6		◎
正保年間			正徳 2		◎
慶安 2. 2. 5	◎		正徳 3		◎
承応 1		◎	正徳 4. 8. 8		◎
寛文 3		◎	正徳 5. 6. 21		◎
寛文 6. 7. 4		◎	正徳 5. 8. 8		◎
寛文 13. 6. 27		◎	正徳 6		◎
延宝 2. 8. 17		◎	享保 1. 9. 12	◎	
延宝 3. 6		◎	享保 6. 閏 7. 6		◎
延宝 4. 6. 11		◎	享保 6. 閏 7. 15		◎
延宝 4. 7. 4		◎	享保 7. 2. 2		◎
延宝 5		長 雨	享保 7. 6. 23		◎
延宝 6		◎	享保 7. 7. 9		◎
延宝 6. 7. 10		◎	享保 7. 8. 22		◎
延宝 6. 8. 5		◎	享保 9. 5~ 6		◎
延宝 7. 7. 10		◎	享保 12		◎
延宝 8		◎	享保 13. 8		◎
貞享 2. 12. 4	◎		享保 14. 8. 19		◎
元禄 1. 5. 23	◎		享保 14. 9		◎
元禄 1. 5. 30		◎	享保 16. 8		◎
元禄 1. 7. 17		◎	享保 17. 閏 5		◎
元禄 2. 5. 7		◎	享保 17		大飢饉
元禄 2. 5. 17		◎	享保 19		◎
元禄 2. 5. 20		◎	享保 20. 4		◎

神原健『愛媛県気象史料』（昭和27年刊行）・「松山叢談」により作成

百姓の主食である麦が長雨によって不作になったのに加えて、稲が蝗害（浮塵子）のためほとんど壊滅状態になった。松山藩では、五七〇五人の餓死者（全国で一万二千人）を出し、藩主が幕府から差控を命じられている。伊予郡筒井村（現松前町）の百姓作兵衛が餓死した時、麦の種子を枕にしていたという逸話のある飢饉である。飢人は幕府領で約六七万人、大名領では一九七万人に達した。救済のため幕府が支出した金は三四万両余、銀約一三七貫、米四三万石余であった。被害が石高の五割を超えた藩は四六に及び、それらの藩の平年作が二三六万石余であるのに対して、享保一七年は六三万石に足りなかったことをみても、被害の大きさが分かるであろう。松山藩が幕府に出した報告書では、年貢収入は皆無となっている。最も被害の大きい藩であったことは、年貢収入の面からみても明らかであろう。翌一八年は幸い豊作であったため、飢饉は一年でおさまった。しかし、この飢饉が諸藩の人口に与えた影響は大きく、松山藩のように幕末まで享保初年の人口を回復

できなかったところもある。

松山藩における浮塵子の異常発生をいち早く記録したのは和気郡堀江村（現松山市）庄屋である。「六月一日よりうんかという虫、稲に付き」とある。松山藩の被害状況を注進する使いが松山を出発したのは七月一四日のことである（幕府への報告は二九日）。浮塵子の防除については、風早郡で鯨の油を利用したという（一番日記呼出）が、当時一般に行われていた方法は、祈禱・まじない・虫送りなどで、時には火をたいて集まる虫を焼き殺すという方法も用いたが、浮塵子が退散することはなく、稲はほぼ全滅した。

凶作が決定的になったことから、米価が高騰した。享保一〇年に一石が銀四三匁七分五厘であったものが、享保一七年七月初めで銀札二〇〇匁（享保一五年より松山藩では藩札を発行）、七月二八日三五〇匁、一月五日には九三七匁五分と驚くほどの値上がりを示した。商人の側でも売るべき品物が無いため、これだけの値が付いたのである。こうした緊急事態に陥ったため、諸藩は幕

第2編 歴史

府に救済を求めた。その結果、幕府は大坂の蔵から被害の甚大な場所へ米を積み出した。伊予については享保一七年九月二三日から翌年二月一六日にかけて三万九五四九石弱の廻米を受けている（全国への積み出し合計が二六万石であるから、伊予分は一七パーセントにあたる。このほか伊予松山藩に預けられていた城詰米七〇〇〇石のうち六三〇〇石が救済のため放出されている）。

藩の救済は、はじめ大麦を支給していたが（九月初旬から末まで）、一〇月に入ると幕府の救済米が届いたので、米に切り替えた。支給の内容は、はじめ百姓が一日八勺・無給四勺であったが、幕府の救済米が届いてからは一合と五勺に変更された（配分割合は、藩の救済一に対して幕府二くらい）。もっとも飢人の極端に多い所では規定の救済ができず、百姓でも五勺といった所もあった。

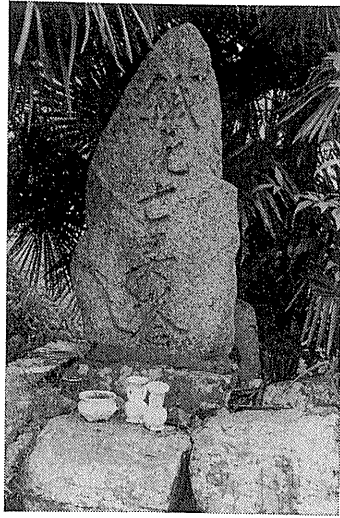
藩が幕府に報告した飢人の数は一七年一月二〇日で六万四一一人（餓死者一一五二人）、同年一月二七日九万四七八三人（これまでの餓死者合計五七〇五人）で

あった。幕府や藩の救済にもかかわらず、余りにも飢人が多く救済が間に合わなかった状況がうかがえよう。当時の松山藩の人口一七万八三七八人のうち五割を超す人々が救済を求めていたのである。

牛や馬も飼料である草が浮塵子のために枯れ、老中への報告では三〇九七頭が斃死している。農作業の重要な労働力である牛や馬を失い、自分も飢えに苦しんでいる状況を想像していただきたい。

久米郡・浮穴郡における救済状況は不明であるが、近くの風早郡では餓死者八七二人、飢人一万三八一六人となっている。同郡の人口は享保一七年一月で一万四四一〇人であるから、郡内ほとんどの者が救済を求めた計算になる。

町誌編纂室酒井孝の調査によれば、川内町に餓死亡霊塔が三か所あるとのことである。河之内金毘羅寺境内の亡霊塔は寛政元年（一七八九）の建立、八幡の墓地にある亡霊塔は寛政九年、森の桜木墓地にある亡霊塔は寛政一〇年の建立となっている。八幡の墓地の石塔は花崗岩



餓死亡霊塔

の自然石を利用したもので、享保の飢饉で餓死した人々の供養をするために建立したという由来を記している。飢饉からずいぶん年月が経過して建立されたものである。同様の現象は近隣の地域でも見られる。浮穴郡下林村（現重信町）には、安永一〇年（一七八一）建立の「餓死万霊供養塔」があり、同郡南高井村（現松山市）にも寛政年間建立の「当郷餓死万霊」と刻まれた供養塔がある。浮穴郡も相当な被害を受けていたことは間違いないかろうと思われる。

三 天明の飢饉

天明の飢饉は浅間山の噴火があった天明三年（一七八三）東北地方が冷害に見舞われた。伊予では同年八月一日から一二日にかけて松山藩領伊予郡下高柳で重信川下流南岸旃檀投樋門付近の土手が一〇〇間余り潰れるという洪水があり、出穂期の稲に大きな被害が出た。翌々五年は、五月から七月にかけての早魃で植え付けが遅れ、また同六年から八年にかけては、伊予各地で洪水の被害が続出するなど、不作が連続した。現川内町の被害状況は、資料がないので近隣の様子で推測する以外に方法がない。以下列挙する。

天明三年風早郡では、年貢が四五〇〇俵不足、同四年藩は同郡の難澁者に増扶持を与えて救済。同五年同じく風早郡七八か村のうち五六か村が不作改めを申請。同六年風早郡の年貢四四三六俵余引き捨て。同年浮穴郡直瀬村で百姓騒動がおこり、相田作左衛門らが出張したけれ

史 歴 編 第 2

ども治まらず、家老の水野吉左衛門が乗り出してやっと解決している。同七年三月七日には、久米郡日瀬里村・来住村百姓七四人大洲領への逃散が起こっている。

震 地 四

江戸時代初期における地震に関する記録はほとんど残っていない。宝永四年（一七〇七）一〇月四日、ほぼ日本全土に及ぶ大地震が発生した。余震は断続的に翌年の正月まで続いたが、それほど大きな被害は記録されていない。もっとも伊勢・紀伊・土佐などの海岸部では津波があり、松山藩の道後温泉は湧出がとまった（温泉は翌年四月一日再び湧出している。もっとも異説があり閏正月二〇日ともいう）。松山藩主は、安全の祈禱を道後八幡宮（伊佐爾波神社）をはじめ石手寺・藤原薬師寺・味酒明神（阿沼美神社）・祝谷天神（松山神社）・太山寺観音・大三嶋明神（大山祇神社）の七か所で実施するよう命じている。

この地震での久米郡・浮穴郡における被害については『松山叢談』に記載されていない。「元禄・宝永年代堀江村記録」に安城寺村で瓦葺の長屋が倒壊した、と書かれているからかなりの震度であったことは間違いないであろう。海岸部の村では、新田が大きな被害を受けたようである。

安政年間（一八五四～一八五九）は地震が多かった。嘉永七年（安政元年）一二月から安政二年にかけて、断続的に大地震が各地に起こった。近畿地方では五月と六月、伊予では一月に大地震が起こり、海岸部には大きな被害が出た。『松山叢談』に領内の被害状況が記録されている。それによると、家屋の全壊及び半壊は百姓家で一二七三軒、土蔵・納屋で一〇三八軒、郷蔵一〇一か所、池・堤防・樋の痛んだ所八四か所、田畑・井手・道・橋の痛んだ所二〇二か所となっている（松山城下町の家中および町家の被害状況は省略した）。

安政四年の大地震は、ある程度の被害は出たものの、安政元年のものより継続時間が短かったようであり、和気郡

姫原村の「巳歳諸御用日記」に、少々の痛みはあったが報告するほどの被害ではないと、大庄屋に報告している。久米郡・浮穴郡も同様に比較的被害は軽かったのであろう。

五 備 荒 貯 蓄

江戸時代は幕府・藩を農民が年貢諸負担で支えた時代である。支配者階級にとっては、税の負担者である百姓の再生産を継続させていくためにさまざまな施策を行った。特に災害・飢饉の頻発ははじめた江戸時代中期以降になると、本百姓の分解が目立ち、これに対処するためには、平常から穀物を貯えておく備荒貯穀制度が必要になってきた。

もちろん、幕府や諸藩が軍事上の必要や米価調節の目的で米や粃を貯えており、幕府の場合は、直轄領の貯蔵庫や譜代大名の城に委託して城詰米（御城米）として、緊急の際に放出することになっていた。貯蔵目的が軍事

優先であったから、江戸時代初期には災害救助のためには用いられなかったようであるが、世の中が平和になって、軍事上の必要がなくなると、救荒貯穀としての利用も見られるようになった。例えば、享保一七年（一七三二）の大飢饉においては、大坂の貯蔵米はもちろん、譜代大名に委託していた城詰米も飢人救済のために活用された。救済主体はあくまでも幕府・藩であって、農民の自助努力による貯えは要求していなかった。

享保の大飢饉において松山藩は全国の餓死者一万二〇〇〇人余のうち五七〇五人を出すという悲惨な状況となった。藩主定英は謹慎を命じられて、まもなく許されたがその直後に没している。

こうした災害に備えて米穀を貯蔵する必要は早くから叫ばれていたであろうが、実施に移されたのは安永四年（一七七五）からである。この年六月一五日、家老竹内久右衛門は、藩財政が窮乏したことを理由として、藩士には四年先の安永八年から人数扶持を実施することを予告し、町・村に対しては、今年から七年の間に銀・穀物

第2編 歴史

を貯えるようにと指示した。救済をすべき藩が、財政難を理由として、災害対策を町民・農民自身で実施するよう命令した。財政難の理由の一つは明和二年（一七六五）松山藩が松山新田藩の消滅により幕府に一万石を土地したため、一万石分の減収になったことがあげられる。

さて、藩が出した通達の内容は、七か年で五万俵の米を貯えようというのである。松山藩の税収は一年に三〇万俵前後であるから、農民は二パーセント余の負担増となる。当初計画では藩士に人数扶持を命じ、農村・町には貯えを命ずることになっていたが、人数扶持は実施見送りとなり、貯穀は五年で中止となった。五万俵の目標に対して実績は三万一九一俵であった（これでも平均二パーセント余の負担増）。

実施方法については、地域によって相違があるが、一般に、村々の郷倉に米（粃）を貯えさせ、村役人に直接の管理をさせ、収納・支出を藩が統制した。運用は、普通収穫期ごとに、前年までの分を倉から出し（すべて詰

め替えるとは限らない）、その年の分を詰めた。藩の統制は相当嚴重であった。災害・飢饉の際、貯えを放出しようとしても、代官の許可がなければ倉を明けることができなかった。農民としては自分たちのための制度であるにもかかわらず、租税の一種であると受け取り、貯えを怠ることが間々あった。

こうして嚴重な管理の下に実施された貯えは、文政六六（一八二三）及び天保八年（一八三七）から翌年にかけての飢饉救済に効果を發揮し、平年作の年には困窮者に貸し付けられ、相当の成果をあげたと思われる。

この貯穀の久米郡における運用規定については、資料が残っていないので、浮穴郡のうち三坂峠以南の場合を参考として掲げておこう（要旨のみ）。

- ① 貯え米は、非常の天災で甚大な被害が認められたときに限って救済する為であるから、平常時に軽率に支出すべきではない。ただし、極貧者の取り扱いについては十分調査のうえ救済するように。
- ② 救済するときは、詳しく事情を調査してから実施す

- ③ 救済が目的であるから、規定以上の利息をとったりすることがないように。

以上の救済は水害・旱魃に限って実施するという原則であった。これらの藩が管理していた貯え米は、明治四年の廃藩置県によって、村々に返還（大庄屋管轄地域ごと）された。地方によっては、これを藩政時代と同様の運用方法で難民の救済をしたり、公共施設を作るときに支出したり、山を購入して植林し、共有財産として将来に備えるところもあった（久万山地方では組合林が二六三ヘクタールにおよんでいる）。

第七節 神社・仏閣

一 神社

- (1) 川上神社（南方村字川上）は、中世より河野氏の尊

崇を得て繁栄した。応永三四年（一四二七）北方字古宮から現在地に社殿を移転して、河野氏の祈願所と定めたといわれるが、近世には松山藩主の祈願所として繁栄した北方・南方・前松瀬川（下分と通称）の大神で、旱魃の年には、代官の指令によって、近隣の二〇余の村々から庄屋・組頭・郷筒が参列し、五日七日の祈雨祭を実施することが常であったという。寛政九年（一七九七）閏七月の大旱魃には、浮穴郡代官升柳忠次が二度にわたって参詣しており、この時大雨を得たので、米一五俵、金二〇〇疋を奉納したという。五穀成就の祈願も毎年旧曆二月の戌の日に代官所の依頼によって執行された。

近世における神社名は通称で呼ばれることが多かったと思われる。古い記録によれば、大宮社・川上社・川上大宮社・稲荷五社大明神など多数の呼称が用いられていたようである（「愛媛県神社誌」）。現在の川上神社となったのは昭和一九年である。

「川上神社由緒書」によると、慶安三年（一六五〇）